

新規事業提案に当たっての留意事項  
(令和5年度 地域医療介護総合確保基金(医療分))

1 対象事業

地域医療介護総合確保基金については、国が定めた「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」に即した以下の項目に該当する事業が対象となります。

(事業区分)

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

※III及びVについては介護分

2 標準事業例について

本基金の医療分については、国から標準事業例(別添2)及び標準単価(別添3)が示されており、原則として、標準事業例等に該当する事業が対象となります。

標準事業例に該当しない事業を提案する場合は、基金事業として適当と判断される理由を示す必要があります。

3 その他留意事項

ア 診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されているものは対象外です。

イ 既に一般財源化されたもの及び地方単独事業の単なる基金への付替えについては、慎重に検討するものとします。

ウ 原則として、事業計画期間は1年間とします。

エ 特定の事業者の資産形成につながる事業については、事業者負担を求めます。